

公印省略

4 薬第 1 8 5 4 号
令和 4 年 9 月 2 2 日

公益社団法人福岡県薬剤師会会長 殿

福岡県保健医療介護部長
(薬務課監視係)

新型コロナウイルス感染症流行下における新型コロナウイルス感染症抗原定性検査キットの取扱いについて

平素より本県の薬務行政について、御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症抗原定性検査キットの販売時における留意事項については、「新型コロナウイルス感染症流行下における新型コロナウイルス感染症抗原定性検査キットの取扱いについて」(令和 4 年 9 月 8 日 4 薬第 1 7 3 9 号 福岡県保健医療介護部長通知 (以下「取扱通知」という。)) にて示していたところですが、「With コロナの新たな段階への移行に向けた療養の考え方の見直しについて(確認依頼)」(令和 4 年 9 月 6 日 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡) にて、9 月 2 6 日から医師の届出の対象を 6 5 歳以上の者等に限定する方針が示されたことに伴い、取扱通知の別添 2 を添付のとおり改訂しました。(変更点は下記のとおり。)

つきましては、貴会会員に対して周知されるようお願いします。

なお、取扱通知の別添 2 は、本通知をもって廃止します。

記

「購入した抗原定性検査キットで陽性となった場合の対応方法」の変更点

- 1 陽性者登録サイトを、検査キット購入者用であると明示したこと。

- 2 自宅療養における留意点について、保健所からではなく登録センターからの連絡としたこと。
- 3 陽性者登録サイトの登録対象外となる危険因子として、妊娠の週数要件をなくしたこと。

問合せ先：福岡県保健医療介護部薬務課監視係
電 話：092-643-3285
FAX：092-643-3305
E-mail：yakumu@pref.fukuoka.lg.jp

購入した抗原定性検査キットで陽性となった場合の対応方法

新型コロナウイルス感染症に感染しているかどうかは、医師が診断します。

「A 陽性者登録」か**「B 医療機関を受診」**のどちらか一方で診断を受けてください。

この対応方法は、購入時点のもので、今後、対応方法が変更となる場合もありますので、最新の情報は、福岡県ホームページを御覧ください。

福岡県 HP 「抗原定性検査キットの購入方法及び陽性となった場合の対応方法」

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/pharmacy-agkit.html>

※福岡県外の方は、お住まいの都道府県のホームページを御覧いただくか、管轄の受診・相談センターにお尋ねください。



A 陽性者登録を行う場合

【対象者】

- 陽性となった方のうち、以下の条件全てに当てはまる方。
- ・ 軽い症状があること（無症状でないこと）。
 - ・ 65歳未満であること。
 - ・ 基礎疾患などの危険因子（※）がないこと。
 - ・ 新型コロナウイルスワクチンを2回以上接種していること。

※危険因子

悪性腫瘍、慢性呼吸器疾患、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、脂質異常症、心血管疾患、脳血管疾患、肥満（BMI：30以上）、喫煙、固形臓器移植後の免疫不全、妊娠、免疫抑制・調整薬の使用、HIV感染症

【手順】

外出を控え自宅で待機し、以下の対応を行ってください。

(1) 速やかに福岡県陽性者登録サイトで「陽性者登録」を行ってください。

陽性者登録サイト(購入キット専用)：<https://form.jp-covid-register.com/index.php/347239>

※登録には、外箱又は添付文書とともに撮影したキットの写真、本人確認書類等の写真をアップロードし、症状などを入力する必要があります。

※診断を受けるため、別途、医療機関を受診する必要はありません。

(2) 登録内容を医師が確認して診断を行い、その結果を登録したアドレス宛てにメールでお知らせします。また、あわせて、療養上の留意点をお知らせします。

※費用はかかりませんが、対面での診療や薬の処方はありません。

【問合せ先】

福岡県キット配付・陽性者登録センター 050-2018-7588（9時～18時）

B 医療機関を受診する場合

【対象者】

上記 A 陽性者登録の対象者に当てはまらない方等。（例：65歳以上、基礎疾患あり等）

【手順】

医療機関を御案内しますので、受診・相談センター（連絡先は裏面）へ電話してください。

※電話される際は「薬局等で購入した抗原定性検査キットで陽性となったので診断を受けたい」旨をお伝えください。

※福岡県 HP に掲載している「診療・検査医療機関リスト」を参照いただき、御自分で医療機関を探すことも可能です。「陽性疑い者の確定診断」欄に○印が付いている医療機関に電話して受診してください。

福岡県 HP 「発熱等の症状がある場合の相談・受診方法」

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/jushin.html>



B 医療機関を受診する場合の続き

【受診上の注意点】

◆院内感染を防止するため、受診前に医療機関に必ず電話相談をしてください。

各医療機関では、発熱等の症状がある患者さんについては、感染防止のため、他の患者さんと時間や場所を分けるなどして、診察を行っています。事前に電話せずに医療機関に行ってしまうと他の患者さんに感染させてしまう可能性がありますので、必ず受診前に医療機関に電話し、来院時間や受診方法について指示を受けてください。

医療機関からの指示の例

- ・発熱者専用の時間帯を設定しています。〇時に来てください。
- ・駐車場のテントで診察・検査を行います。〇時に来てください。
- ・自家用車の中で診察・検査を行います。〇時に来てください。

◆できる限り公共交通機関以外で受診するようにしてください。

◆来院時間を守り、マスクを着用して受診してください。

◆必ず保険証を持参してください。初診料等の自己負担が生じます。

【福岡県内の受診・相談センター電話番号】

北九州市、福岡市、久留米市にお住まいの方

受診・相談センター	連絡先電話番号
北九州市新型コロナウイルス専用ナビダイヤル	0570-093-567 (24 時間対応)
福岡市新型コロナウイルス感染症相談ダイヤル	092-711-4126 (24 時間対応)
久留米市新型コロナウイルス相談センター	0942-30-9750 (24 時間対応)

北九州市、福岡市、久留米市以外にお住まいの方

受診・相談センター (保健所)	管轄区域	連絡先 (平日 8 時 30 分 ～17 時 15 分)	連絡先 (夜間・休日)
筑紫	筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市	092-707-0524	新型コロナウイルス感染症 一般相談窓口 092-643-3288
粕屋	古賀市、糟屋郡	092-939-1746	
糸島	糸島市	092-322-5579	
宗像・遠賀	中間市、宗像市、福津市、遠賀郡	0940-36-6098	
嘉穂・鞍手	直方市、飯塚市、宮若市、嘉麻市、鞍手郡、嘉穂郡	0948-21-4972	
田川	田川市、田川郡	0947-42-9379	
北筑後	小郡市、うきは市、朝倉市、朝倉郡、三井郡	0946-22-9886	
南筑後	大牟田市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市、三潴郡、八女郡	0944-68-5224	
京築	行橋市、豊前市、京都郡、築上郡	0930-23-3935	